

高知工業高等専門学校勤務時間管理員の指名に関する規則

制 定 平成16年 4月 1日

一部改正 令和 4年 3月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校における勤務時間管理員の指名及び事務の範囲について定める。

(勤務時間管理員の指定等)

第2条 勤務時間管理員の事務の範囲を別表第1のとおり定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区 分		監督者	勤務時間管理員 に指定する職名	事務の範囲
事務部	総務課	総務課長	総務係長	総務課職員の勤務時間の管理に関すること 事務部長を含む
	学生課	学生課長	総務・入試係長	学生課職員の勤務時間の管理に関すること
教員		校 長	総務係長	教員の勤務時間の管理に関すること。
非常勤講師及び学校 医等		校 長	総務・入試係長	非常勤講師及び学校医の勤務時間の管理 に関すること。
教育研究支援センター		副センター長 (学生課長)	総務・入試係長	センター職員(センター長及び副センター 長を除く)の勤務時間の管理に関すること